

遺跡（埋蔵文化財包蔵地）内で土木工事等を行う場合の届出

説明	遺跡内で土木工事等を行う場合には、文化財保護法の規定により、工事着手の60日前までに届出が必要となります
受付期間	随時
受付窓口	遺跡の所在する各市町村教育委員会（文化財の担当）で受け付けています
提出書類	文化財保護法第93条第1項の規定による届出（様式あり）
備考	届出の内容により、県教育委員会から必要な指示が通知されます

遺跡を発見した場合の届出

説明	遺跡を発見した場合には、文化財保護法の規定により、速やかに届出を行う必要があります
受付期間	随時
受付窓口	遺跡の所在する各市町村教育委員会（文化財の担当）で受け付けています
提出書類	文化財保護法第96条第1項の規定による届出（様式あり）
備考	届出の内容により、県教育委員会から必要な指示が通知されます